

# 《 補 足 説 明 書 》

徳島県警察本部拠点整備課

委託業務名 R5警営 美馬警察署他 美・脇 外構設計業務

別途発注委託 無し

## 1 現地調査

希望者は、現地調査をすることができるが、事前に警察本部拠点整備課営繕係の了解を得てから調査を行ってください。

## 2 質 疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、令和5年3月31日（金）の正午までに拠点整備課に提出すること。

質疑書は、書面によることとし、様式は任意とする。書面は持参、郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着）、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ、電子メールについては、送信後に電話により受信について確認すること）により提出するものとする。

なお、入札予定額等に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

提出先 住 所 〒770-8510  
徳島市万代町2丁目5番地1  
徳島県警察本部警務部拠点整備課営繕係  
電 話 088-622-3101  
ファクシミリ 088-622-9487  
電子メール eizen3@police.pref.tokushima.jp

## 3 注意事項

- 契約の相手方が免税事業者の場合には、免税事業者届出書を直ちに提出すること。
- 委託契約書に建築士法第22条の3に定める記載事項を記載するので、落札決定後、落札者は建築士法第22条の3に定める記載事項を記載した書面（拠点整備課指定様式）を2部を直ちに提出すること。

## 4 重要事項説明

落札者は、建築士法第24条の7に規定に基づき落札決定から契約までの間に重要事項説明書（拠点整備課指定様式）を2部提出し、係員に内容説明を行った後、係員の確認印を受け、1部を落札者にて保管すること。

## 5 営繕積算システム（RIBC）の利用料

設計委託金額に営繕積算システム（RIBC）の内訳書数量入力システムLITEの利用料を含んでいる。